

# 東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設有識者会議設置要綱

## (目的)

第1条 東日本大震災及び原子力災害は、人類がこれまで経験したことがない未曾有の複合型災害であり、災害の実態と復興への取組を正しく伝え、教訓として国を越え世代を超えて継承・共有していくことは、我が国の責務である。記録と教訓を後世に伝えるアーカイブ拠点施設については、イノベーション・コースト構想の国際産学連携拠点の一つとして位置付けられ、同拠点に関する検討会において検討されてきたところであるが、その中間整理で、「福島県において、研究会を立ち上げ、情報発信拠点（アーカイブ拠点）の具体的な姿について検討し、国においても、福島県での検討結果の提案を受け、具体化を推進すること」とされたことから、当該拠点施設（以下、「施設」という。）の具体的な機能、内容等について県の考えをとりまとめるために有識者会議（以下、「会議」という。）を設置する。

## (検討事項)

第2条 会議は、施設に関する、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 施設の基本理念に関すること。
- (2) 施設の機能と具体的な内容に関すること。
- (3) 施設の整備計画に関すること。
- (4) 施設の組織及び運営に関すること。
- (5) その他施設の設置に関し必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 会議は知事が委嘱する有識者をもって構成する。

2 会議には、委員の互選により会長及び副会長を置く。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員の任期は、平成28年3月末日までとする。

## (会議)

第4条 会議は、必要に応じ知事が招集する。

2 会議は、必要に応じ委員以外の者からの意見を求めることができる。

## (庶務)

第5条 会議の庶務は、福島県企画調整部文化スポーツ局生涯学習課において処理する。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は平成27年4月15日から施行する。